

質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書23-2 構造物掘削	普通部の作業内容に「※金田高架橋の残土は小櫃川第二橋下土砂仮置場へ運搬・仮置き」と記載があります。これは、掘削土すべてを仮置場へ運搬・仮置きし、埋戻し時に土砂を仮置き場から運搬するという意味でしょうか。または、掘削土を掘削箇所付近に仮置きし、埋戻し後に残る土砂のみを仮置場へ運搬・仮置きするという意味でしょうか。	掘削土を掘削箇所付近に仮置きし、埋戻し後に残る土砂のみを仮置場へ運搬・仮置きする考えです。
2	特記仕様書23-2 構造物掘削	普通部の作業内容に「2) 橋脚の基礎地盤の掘削、場内への仮置き」と記載があります。よって、金田高架橋以外の掘削において、埋戻し後に残る掘削土は現地仮置きと考えてよろしいですか。	金田高架橋以外の掘削土の残土は、掘削箇所付近に敷き均すものとお考えください。
3	特記仕様書23-11-1 事前調査	事前調査は直接工事費と間接工事費のどちらに計上すればよろしいですか。	直接工事費に含まれるものとお考えください。
4	設計図P4, 7 金田高架橋数量総括表 (その1、4)	金田高架橋の数量計算書(設計業務成果品)において、§1. 数量集計表の土工 構造物掘削数量と §2. 橋脚補強数量計算書の数量が一致していません(不一致箇所 P2橋脚, P11橋脚, P13~P19橋脚)。入札は、設計図記載の数量(= §1. 数量集計表の土工 構造物掘削数量)で見積すればよろしいでしょうか。または、§2. 橋脚補強数量計算書の数量で見積すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	設計図書に記載の数量に基づきお考えください。

5	単価表 番号4 構造物掘削 特殊部 B 1	設計図 (622/667)より、小櫃川第一橋 P5橋脚の掘削は、立坑付近にバックホウが寄れないため、護岸にクラムシェルを配置し、立坑内に小型バックホウを投入する必要があると思われます。しかし、共通仮設費の機会分解組立輸送にクラムシェルが計上されていません。掘削機械はバックホウをお考えでしょうか。機械配置について、ご教示ください。	バックホウおよびクラムシェルによる施工を想定しております。
6	単価表 番号5 構造物掘削 特殊部 B 2	設計図 (623/667)より、小櫃川第一橋 P6橋脚の掘削は、立坑付近にバックホウが寄れないため、護岸にクラムシェルを配置し、立坑内に小型バックホウを投入する必要があると思われます。しかし、共通仮設費にクラムシェルが計上されていません。掘削機械はバックホウをお考えでしょうか。機械配置について、ご教示ください。	バックホウおよびクラムシェルによる施工を想定しております。
7	単価表 番号5 構造物掘削 特殊部 B 2	設計図 (623/667)に護岸撤去とありますが、護岸撤去は入札時の積算対象でしょうか。積算対象の場合は、構造物掘削 特殊部 B 2に計上すればよろしいですか。ご教示ください。	護岸撤去は率計上工事に関する事項に含まれております。
8	単価表 番号4~6 構造物掘削 特殊部 B 1、B 2、B 3	4月6日付の質問に対する回答において、上部障害クリア工法の補助工法は、監督員が必要と認めた場合は、別途協議対象とありました。上部障害クリア工法鋼矢板圧入・引抜標準積算資料(2022年度版 一般社団法人全国圧入協会)によると最大N値が20を超える場合はウォータージェット併用、最大N値が50を超える場合は別途検討とあります。よって、積算は最大地盤N値を20未満の条件設定で行っていると考えるとよろしいですか。	最大N値は50以内で考えています。
9	単価表 番号4~6 構造物掘削 特殊部 B 1、B 2、B 3	上空障害クリア工法の積算において、パイルランナーが計上されていると考えるとよろしいですか。	パイルランナーを計上しているとお考えください。

10	単価表 番号4~6 構造物掘削 特殊部 B 1、B2、B3	上部障害クリア工法鋼矢板圧入・引抜標準積算資料（2022年度版 一般社団法人全国圧入協会）のP2によると、「コーナー施工時にはコーナー用反力鋼矢板を1枚毎計上する」とあります。設計図には、コーナー用反力鋼矢板の記載がありませんので、積算においては計上しないと考えてよろしいですか。	コーナー用反力鋼板が必要であるとお考えください。
11	単価表 番号89 資料採取 A	資料採取Aは見積にて決定した単価でしょうか。ご教示ください。	作業内容に合致した歩掛を想定しております。
12	設計図 613/667	小櫃川第一橋P5橋脚の仮締切工において、現地を確認すると護岸防護用護床ブロックが目視にて確認ができますが、鋼矢板打設の障害にはならないという判断をされているという認識でよろしいでしょうか。また、干渉して鋼矢板打設が圧入できない場合は設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	護岸防護用護床ブロックは干渉しないと考えております。なお、監督員が認めた場合は設計変更の対象になります。
13	各所	各所、用地内の低木及び雑草等の処理についてはどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	用地内にある低木及び雑草等の処理は実施するものと考えております。
14	各所	各所、高架排水の側溝、集水枠が干渉する箇所がありますが、撤去復旧は見込まれているでしょうか。また、復旧を見込まれている場合は現地発生材を再利用される計画でしょうか。ご教示ください。	率計上工事に関する事項に含まれております。

15	設計図 653・654/667	岩根西高架橋P16橋脚～P22橋脚施工時は国道409号線より進入路を設置する計画となっておりますが、各箇所歩車道境界ブロックを撤去復旧するお考えでしょうか。道路規制が必要になるかと思いますが、その際の費用は設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	進入路の設置に要する費用は、契約後に別途協議するものとお考えください。貴社の施工計画に基づき計画してください。なお、国道規制は諸経費に含まれます。
16	設計図 653・654/667	P15橋脚付近で国道409号下り線が南側へ移動している箇所において、直進すると「袖ヶ浦・木更津市街」方面へと続く道路がありますが、こちらの道路からの進入路の設置や材料供給は可能でしょうか。ご教示ください。	現時点で道路管理者等の協議で設置可能な進入路の位置は設計図に示す通りです。そのため提示した、道路からの進入路の設置可否については不明です。
17	契約参考図書 126/138	岩根西高架橋 線形変更工において道路規制が必要になるかと思いますが、どのような計画になっていきますでしょうか。その際の費用は設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	契約参考図書に記載のとおり、契約参考図書に関する内容は受注後に協議を開始する項目であるため、質問を受け付けることができません。